

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民年金等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湯川村は、国民年金等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

湯川村長

公表日

平成31年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金等に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法及び特定障害者に対する特別給付金の支給に関する法律に基づく地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務及び日本年金機構との協力・連携事務(以下「国民年金事務等」という。)に係る届書の受理等及び日本年金機構への進達を行う。</p> <p>(1)法定受託事務</p> <p>①国民年金事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者の資格取得・種別変更・資格喪失の届出の受理 ・任意加入被保険者の資格取得届出・資格喪失届出(死亡喪失含む)の受理 ・特例による任意加入被保険者の資格取得届出・資格喪失届出(死亡喪失含む)の受理 ・第1号被保険者の死亡の届出の受理 ・第1号被保険者・任意加入被保険者の指名変更・住所変更の届出の受理 ・第1号被保険者・任意加入被保険者の居所未登録者の報告 ・第1号被保険者・任意加入被保険者の資格記録・生年月日・性別訂正報告書の報告 ・第1号被保険者・任意加入被保険者の国民年金手帳の再交付申請の受理 ・第1号被保険者・任意加入被保険者の付加保険料の納付の申出の受理 ・農業者年金基金の被保険者である第1号被保険者の付加保険料の納付の申出の受理 ・第1号被保険者・任意加入被保険者の付加保険料辞退届出書の受理 ・農業者年金基金の被保険者である第1号被保険者の付加保険料納付非該当届の受理 ・国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例の申請書の受理 ・保険料納付の法定免除に係る国民年金保険料免除理由該当届・免除理由消滅届の受理 ・老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金の裁定請求書及び額改定請求書の受理 ・障害基礎年金受給権者・遺族基礎年金受給権者・寡婦年金受給権者の指名変更届・住所変更届・払渡希望金融機関変更届の受理 ・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金の年金証書再交付申請書の受理 ・障害基礎年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出の受理 ・20歳前障害に基づく障害基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出の受理 ・障害基礎年金受給権者に係る加算額対象者該当・不該当届の受理 ・遺族基礎年金受給権者に係る障害該当の受理 ・遺族基礎年金受給権者に係る加算額対象者不該当届の受理 ・遺族基礎年金受給権者に係る加算額対象者障害該当届の受理 ・遺族基礎年金受給権者の失権届受理 ・障害基礎年金受給権者・遺族基礎年金受給権者・寡婦年金受給権者の死亡届・見受給の保険給付の請求書の受理 ・国民年金の死亡一時金の裁定請求書の受理 <p>②特別障害給付金事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別障害給付金の認定の請求書の受理 ・特別障害給付金受給資格者に係る被災状況届の受理 ・特別障害給付金受給資格者の指名変更届の受理 ・特別障害給付金受給資格者の住所変更の届出の受理 ・特別障害給付金受給資格者の払渡希望金融機関変更届出の受理 ・特別障害給付金受給資格者の死亡届の受理 <p>(2)協力・連携事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金相談 ・国民年金保険料口座振替納付(変更)届出書の受理 ・法定受託事務以外の申請書等の受理・回送
③システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム 中間サーバ・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一31の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村役場住民課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

